

# あさひ組合員慶弔見舞規程

(目的)

第 1 条 農事組合法人あさひの組合員の慶弔見舞金は、この規程の定めるところによる。

(支給対象)

第 2 条 慶弔見舞金の支給対象者は、この組合の組合員・職員および役員とする。

ただし、臨時雇用者について組合長が必要と認めたときは、その支給の取扱いについてはその都度定める。

(慶弔見舞金の種類)

第 3 条 慶弔見舞金は、次の種類とする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 新築祝金(なし)
- (4) 傷病見舞金
- (5) 救助金・慰問金
- (6) 弔慰金、香華料

(慶弔見舞金の申請)

第 4 条 慶弔見舞金の支給申請は、別に定める届出書について理事がその事実を認定し、組合長に提出する。

(結婚祝金)

第 5 条 支給対象者が結婚したときは、結婚祝金 1 万円を支給する。

② 組合長名による祝電を発送し、祝意を表する。

(出産祝金)

第 6 条 支給対象者又はその配偶者が出産したときは、出産祝金として 1 子につき 1 万円を支給する。

(新築祝金)

第 7 条 支給対象者が、自己名義で自己が居住するための住宅を新築したときは、新築祝金として 1 万円を支給する(当面はなしとする)。

(傷病見舞金)

第 8 条 支給対象者があさひの業務中の負傷若しくは疾病にかかり療養のための欠勤が 2 週間以上に及ぶとき、又は欠勤 2 週間未満であっても 7 日以上入院加療を必要としたときは、傷病見舞金 1 万円を支給する。ただし、この支給に関しては組合長が支給について決済したものに限り。

(救助金・慰問金)

第 9 条 支給対象者が非常の災厄に遭遇したときは、救助金又は慰問金を支給することができる。その支給額はその都度協議のうえ組合長がこれを定める。

(弔慰金、香華料)

第 10 条 支給対象者が死亡したときは、次の弔慰金及び香華料を贈るものとする。

1 香典1万円

組合長が必要と認めた場合は贈るものとする。

第 11 条 この規程に定めるもののほか、特に支給の必要を認めるとき、又は規定の解釈に疑義を生じたときは、組合長がその都度これを定める。

あさひ組合員慶弔見舞規程 2 平成 17 年 2 月 3 日